

保護者様

### 出席停止に関するお知らせ

お子さまが下記の学校感染症に罹患した場合は、学校保健安全法に基づき出席停止となります。出席停止の期間は下記の表の通りです。これは他の児童への感染防止と本人の早期休養・早期回復のために取られるもので、療養期間中は欠席扱いになりません。下記の日安期間を参考にして、主治医から登校してもよいという診断が出るまで、自宅にて療養してください。

医師より感染のおそれがないと認められ、登校許可の診断ができましたら、下記「学校感染症治癒報告書」に保護者が記入し、最初に登校する際にお子さまに持たせ、担任までご提出してください。

北区立赤羽小学校長 山口 宗彦

表 学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準

第1種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・ペスト・マールブルク病・ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア・重症急性呼吸器不全症候群(コロナウイルス属 SARS コロナウイルスに限る)・鳥インフルエンザ(H5N1)・中東呼吸器症候群 MARS・	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹(はれ)が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発しんが痂皮化する(かさぶたになる)まで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
第3種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・その他の感染症 〔 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑 マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎(ノロウイルス等) など	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※

※ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。

### 学校感染症治癒報告書

疾病名 \_\_\_\_\_ 発病した日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

診断をうけた病院名 \_\_\_\_\_

医師氏名 \_\_\_\_\_

病院電話番号 \_\_\_\_\_

医師の指示により、  
登校してはいけない期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

北区立赤羽小学校長殿

年 \_\_\_\_\_ 組 児童氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_